

様式第3の1号（第3条関係）

一般廃棄物処理業許可申請書

受理された時点で記入するので、空欄で持参してください

年 月 日

武豊町長

申請者

住 所(所在地)

武豊町字長尾山1番地

氏 名(名称及び代表者名) ○○清掃株式会社

代表取締役 武豊 太郎 ㊟

武豊町廃棄物の減量及び処理に関する条例第13条第1項の規定により、一般廃棄物処理業（収集及び運搬）の許可について次のとおり申請します。

1 事業所（本社）の名称及び所在地

本社を記入してください

名 称	住 所	電 話 番 号
(会社名、個人名) ○○清掃株式会社	武豊町字長尾山1番地	TEL：0569-72-1111 FAX：0569-72-1326
(代表者名) 武豊 太郎		

2 事業所の内容（該当する事項を丸印する。法人の場合は資本金を記入する。）

個人 法人 (資本金 1,000万円)

3 業務の種別（該当する事項を丸印する。）

(1) ごみ 事業系 収集, 運搬 荷下ろし

・廃棄物の品目 可燃 破碎
・積替え保管 ある なし

・収集地 半田市 常滑市 美浜町 南知多町 武豊町

・搬入先 その他 ()

知多南部広域環境センター その他 ()

「荷下ろし」の区分は、武豊町内で行う事業が処理施設への搬入のみで、収集・運搬する事業がない場合に使用ください。武豊町内での収集・運搬がある場合は、記載例のとおりとし、「荷下ろし」への○は不要です。

町内に積替え保管施設がある場合に○

あれば記入してください

(2) ごみ 家庭系 (収集, 運搬, 荷下ろし) ((5) に定める機械器具を除く。)

- ・廃棄物の品目 (可燃) 破碎
- ・積替え保管 (ある) なし
- ・収集地 半田市 常滑市 美浜町 南知多町 (武豊町)
その他 ()
- ・搬入先 (知多南部広域環境センター)
その他 ()

(3) し尿 (収集, 運搬, 荷下ろし)

- ・収集地 半田市 常滑市 美浜町 南知多町 武豊町
その他 ()
- ・搬入先 中部知多衛生組合

(4) 浄化槽汚泥 (収集, 運搬, 荷下ろし)

- ・収集地 半田市 常滑市 美浜町 南知多町 武豊町
その他 ()
- ・搬入先 中部知多衛生組合

(5) 特定家庭用機器再商品化法施行令 (平成10年政令第378号) 第1条に定める機械器具 (収集, 運搬, 荷下ろし)

- ・積替え保管 (ある) なし
- ・収集地 半田市 常滑市 美浜町 南知多町 (武豊町)
その他 ()
- ・搬入先 (××家電リサイクル株) ()

(6) 刈草剪定枝 (収集, 運搬, 荷下ろし)

- ・収集地 半田市 常滑市 美浜町 南知多町 (武豊町)
その他 ()
- ・搬入先 (エイゼン北山リサイクルセンター)
その他 ()

(7) その他 ()

- ・収集地 半田市 常滑市 美浜町 南知多町 武豊町
その他 ()
- ・搬入先 ()

4 役員等（役員、政令で定める使用人、法定代理人）の状況

職名	氏名	住所	生年月日	備考
代表取締役	武豊 太郎	武豊町字長尾山1番地	S29.10.5	
取締役	武豊 裕太	武豊町字長尾山1番地	S58.7.15	
監査役	中村 誠一	名古屋市〇〇区△△番地	S40.10.26	

5 一般廃棄物の処理に従事する者の状況

職名	氏名	住所	生年月日	備考
運転手	富貴 一	武豊町大字富貴字市場〇〇番地	S55.9.1	
運転手	石川 公二	武豊町字道崎〇番地	S51.12.20	
作業員	榊原 正平	半田市柘町1丁目〇〇番地	S43.5.12	
作業員	森田 健	武豊町大字富貴字稻荷〇〇番地	S48.4.5	

役員等は除く。
ただし、役員等が現場業務等を行っている場合は記載してください

*主に許可区域内（武豊町）に従事する従業員のみご記入ください。車両を運転する者は免許証の写しを添付すること。

7 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造又は規模
 (1) 車両

車両番号	初度登録年月	自動車の種別	車体の形状	最大積載量 (kg)	有効期限の満了日	備考
名古屋200あ0000	H21.5	普通	塵芥車	2700kg	R6.5.21	①・2・3
名古屋100あ0000	H25.2	中型	キャブオーバ	5600kg	R7.2.5	1・②・3
						1・2・3
						1・2・3
						1・2・3
						1・2・3
						1・2・3
						1・2・3
						1・2・3
						1・2・3

自動車車検証に表示されたとおりに記載してください

- ※ 主に許可区域内で作業する保有車両のみご記入ください。
- ※ 備考欄には収集車は1、運搬車（運搬用）は2、運搬車（中間処理用）は3に○を記入してください。なお、収集車は回収場所から処理施設に運ぶ車、運搬車（運搬用）は積み替え後処理施設に運ぶ車、運搬車（中間処理用）は残渣等を運ぶ車とします。
- ※ 車検証の写し、車両の写真を添付すること。

保管能力は、容量（m³、t、ドラム缶〇本、コンテナ〇個等）が分かるように記載してください

(2) その他

ア 積替保管施設

施設名称 ○〇清掃(株)寺町田工場

保管品目 ①家庭系可燃ごみ（仏壇・タンス）、②特定家庭用機器（エアコン）

保管能力 ①40m³②8m³コンテナ1個

※ 平面図（施設平面図内に積替え又は保管場所を明示すること）及び立面図を添付すること。

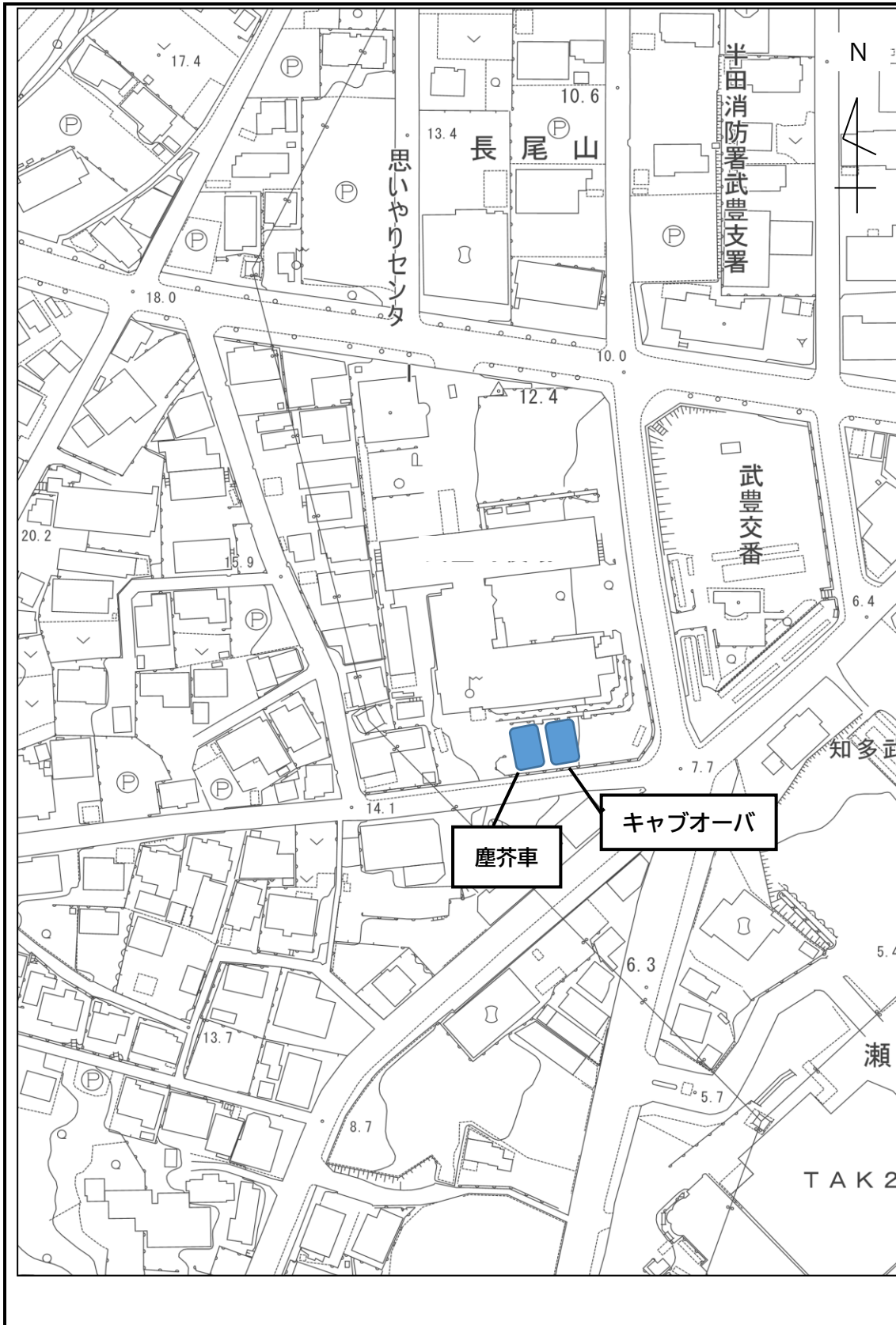
イ その他の主要な設備の構造・規模

設備名称

設備の構造

設備の規模

8 車両の保管場所の位置図及び見取図



※住宅地図でも代用可

誓 約 書

一般廃棄物処理業許可申請者（役員含む）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでにいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和〇年〇月〇日

武豊町長

申請者 住所（所在地） 武豊町字長尾山1番地

氏名（名称） ○〇清掃株式会社
代表取締役 武豊 太郎 ㊞

別添資料①

・事業系可燃ごみの事業計画の概要

排出地：〇〇工業(株) → 知多南部広域環境センター（焼却処理） → 埋立
株△△工業

弊社運搬（塵芥車）

※広域環境センターへの搬入に際しては、発生地を区分できるように曜日等で区分し、
混合しないように収集運搬

・家庭系可燃ごみ（仏壇）・特定家庭用機器（エアコン）の事業計画の概要

排出地：武豊町内一般家庭 → 〇〇清掃(株)吉町田工場（積替保管） →
弊社運搬（キャブオーバー）

{ 仏壇：工場内で粗大受入基準まで手分解 → 知多南部広域環境センター（焼却）
弊社運搬（キャブオーバー）
エアコン：メーカーごとに選別 → 〇〇家電リサイクル(株)（再資源化）
弊社運搬（キャブオーバー）

※積替保管期間…仏壇、エアコンとも1週間

・刈草剪定枝（武豊町）の事業計画の概要

武豊町内（契約48戸×12月） → エイゼン北山リサイクルセンター（破碎） → 飼料
弊社運搬（塵芥車）